八郷広報

発行所
八郷町役場
茨城県新治郡八郷町
大字柿岡2009
電話柿岡4・104・114・149番

印刷所
飯島印刷所
石岡市守木町

戸数と人口
—10月末現在—

世帯数		5.698
人口	男	15.526
	女	16.401
	計	31.927

◇年賀状◇
年賀郵便の特別取扱い期日は、十二月十五日～二十八日です。（年賀電報は十日から受付）おし迫ってからどっと出したため、元旦に届かずにせっかくの喜びが半減した場合もあります。各家庭では、それぞれ「年賀状デー」を設けて、家族そろって年賀状を書き、早目に出すようにしたいものです。

新暦正月をみんなそろって

全区を調査のすえきまる

お盆は新暦月おくれで

町公民館はさる七月、昭和三十五年度の事業として「三十六年から新暦正月一本でおしすすめ、旧正月は廃止する」という方針を決定し、各方面の協力を求めることになった。

一方、町当局は新正月を希望する一般町民の声が多くなったので、町内全区（百三十三区）に対し、区民の意見を区長を通じて回答していただいた。その調査の結果がこのほどまとまり、三十六年一月一日から正月とお盆の新暦（ただしお盆は月おくれ）を希望する区が圧倒的に多く町は全町一体、新暦ですすめる態度を決定した。

六年続きの豊作や、黄金景気とさわがれた昭和三十五年も残すところあと一ケ月、新しいとし昭和三十六年を迎える。正月休みの子どもたちと一緒に家族全部で、そして町じゅうそろって新暦正月を祝いましょうなる。

こんなに、新暦で正月を祝った方がよいという声が多くなってきた理由としては、

賛成が多い理由

農作業に変化

農家の正月は、むかしからの慣習で、旧暦によって行なわれていた。それは旧暦が農作業や農村の行事などと密接に結びついて、農村生活と密着していたからです。

ところが最近社会の移りかわりがはげしく、旧暦が農作業や農村の行事などとの関係が、ほとんどなくなってしまった。

農作業面では、保温折ちゅう苗代や野菜の促成栽培の普及、農薬の発達、機械化による農作業のスピード化によって、農耕にいちじるしい変化をもたらした。つまり、秋の取り入れや、麦まきなど早く終るようになり、新暦のほうがゆっくりした正月気分が味わえること。

多くなった新暦行事

旧暦と農村行事の関係が、最近すうすくなってきており、たとえば秋祭りでも、地区ごとに統一されると共に、新暦に改められている。

また学校、官公庁、会社、商店などはすべて新暦で行事を行なうので、農家も新暦の行事が多くなったこと。

当町には、生家をはなれて都会地に住む人が特に多いため、その人たちが正月帰郷したり「モチ」を持って上京するなど、新と旧の二回祝うわづらわしさや、むだな費用がかかること。

年二回の正月は不合理

学校は年末年始にかけて正月休みを行ない、役場、農協など官公庁は、新・旧の二回にわたって休み、商店も二回祝うところが多い。

一般の農家でも、正月休みの子どもたちと祝えるように新一本にしたところもあり、二回祝うところも少なくない。

その人によって、関係の多少はあっても何らかのかたちで、年二回正月を祝うようになったのは不合理である。

また旧の場合はその年によって一ケ月も前後することがあり、農作業の計画が一定できない。

以上のようなことが「新暦採用がよい」とする主な理由のようです。

節句なども新で—公民館

さる七月二日、公民館運営審議会をひらいて、昭和三十五年度の一大事業として、新旧正月の統一をきめている。

公民館生活科学部の構想は「正月や節句などの場合は、新暦をそのまま採用する。お盆は月おくれのかたちですすめる」ということで、町、町議会、区長会などの協力と町民みんなの理解で、全町一体となって、昭和三十六年から新暦採用をおしすすめる—というものです。

生活改善でよい町に

農作業が残っていては、正月の気分も出ず、もちろん正月をやるわけにもいかない。つまり、まわりの情勢がととのってこそ生活が改善される。

生活改善は論ずるよりは、行なうもの、まず良いことはやってみること。そこに明るいよい町づくりができるものです。

現代は、旧時代の生活をより合理的に、科学的に改め、考え、常にきのうよりは今日今日よりは明日へと前進しています。したがって何百年来の私たちの生活慣習も、一つ一つ変化を余儀なくされて、それが今日の新しい「生活意識」として生れかわってくるのです。

正月は、なんといっても来る年への夢と希望に、だれもがなんとはなしに浮かれ、またわけもなくおめでたくなるもの。旧暦でしていたことをそのまま新暦にあらため、本当に心からおめでたい正月を迎えたいものです。

正月とお盆の新暦

賛成	76 %
反対	6 %
回答なし	18 %

町が行なったアンケート（正月とお盆についてだけ）によると「新暦で正月とお盆（月おくれ）を実施した方がよい」とする区が全体の七十六パーセント、その反対の意見、つまり「いままでどおり旧暦で実施したほうがよい」とする区は、全体の六パーセント足らずです。また回答のない十八パーセントを「新旧どちらでもよい」とみた場合は、九十四パーセントが「新暦で実施してもさしつかえない」ということになる。

～楽しい一日～ 第1回町民レクリエーション大会

盛大にひらく

町体育協会と公民館が主催して、勤労感謝の日の二十三日午前九時から柿岡中学校々庭で、第一回の町民レクリエーション大会が盛大にひらかれた。

この催しは、ことし七月に発足した町体育協会が「町民みんなに、心から楽しんでもらおう」と計画された一大事業で、事務局の周到な準備と消防団、青年会、婦人会など各種機関団体の協力をもとめて行なわれた。

会場には、朝早くから小中学生から年老いた方まで、家族総出で参加する風景もみられ、およそ二千名で埋められた。

競技は、全部自由参加で、参加者全員に参加賞をおくり老いも若きも、男も女も、元気いっぱいに楽しい一日を過ごした。

順調な天候にめぐまれ、秋のとり入れ、麦まきなど部落によってはまちまちだが、大部分は終り、柿岡地区の秋祭りの次の日であることと、恋瀬地区の秋祭りだったこともてつだって、最初のこころみとしては大成功。校庭いっぱいにゲームや民謡踊りなどがくりひろげられた。

「健康は活動のもと、明るい町づくりは健康なしでは成し得ない。社会体育を通じて町民の健康、そして体位向上、生活にとけこんだ体育こそ理想八郷町を建設する」町民レクリエーション大会は、来年もその次も町民みんなのものとしてりっぱに育てたいものです。（写真は、町公民館林分館が主催したレクリエーションの一こま）

人権擁護委員とそのしごと

人権週間 12月4日～10日

○十二月十日は、世界人権宣言の発せられた記念日で、ことしは十二周年にあたります。

世界各国で一せいに人権普及の行事を展開、わが国では四日～十日を人権週間として世界人権宣言の意義をさらに一層深く理解し、人権の自由、幸福追求のために努力して、人権意識を高めるようはかっている。

○人権擁護委員は、市町村長の推薦により法務大臣から委嘱された学識経験者で、全国の市町村に合計八千十六名がいる。

当町には、十月十五日付をもって法務大臣より委嘱された次の三氏が人権擁護委員です。

国谷重左右
富田　允寿
高橋　マツ

○人権擁護委員は、国民の人権が侵されないように監視し、もし人権が侵されたときは、その事件を調査して被害者の救済をはかります。また、自由人権思想の普及啓発、人権に関する相談などのしごとで、くわしくは、

❶自由人権思想に関する啓発及び宣伝をなすこと。

❷民間における人権擁護運動の助長につとめること。

❸人権侵犯事件につきその救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣へ報告、関係機関への勧告等、適切な処置を講ずること。

❹その他人権擁護に関する切な救済方法を講ずること。

❺その他人権の擁護に努めること。

小幡中学校少年消防隊

県知事から表彰

町消防団員39名も

このほどの県消防大会で、小幡中学校少年消防隊（代表岡崎英夫）が、団員以外の功労団体として、その功績が報いられ、はえある知事の表彰をうけた。

また、永年勤続消防団員、功労消防団員、団員以外の功労者として次の三十九名も表彰された。

◇永年勤続二十年
大槻宗兵衛（永沼）柏原英夫（中戸）長谷川敏（山根）中島定右衛門（小倉）綿引誠一（上曽）土佐信司（北郷）保科仲雄（中戸）苅部林一（八重）鈴木貞一（小倉）桜井尚一郎（小屋）関義治（貉内）比気栄次郎（小塙）倉田彦四郎（永沼）臼井岩夫（上曽）臼井栄裕（上曽）臼井市郎（上曽）鈴木菊松（辻）池田清（大増）川上栄（大増）比気修一（小塙）生畑目広（永沼）大槻安孝（永沼）比企利夫（辻）関正七郎（貉内）木藤信常（大増）郡司守夫（大増）安達長吉（大増）飯島豊（大増）仲之谷清（永沼）皆川一郎（永沼）

◇功労消防団員
国谷義雄（佐久）野尻実（小見）奥村重雄（布野）谷島博久（瓦谷）鈴木光男（石田）国谷　満（野田）小河原和夫（瓦谷）稲見浩（宇治会）

◇団員以外の功労者
友部太左衛門（太田）

昭和35年産米売渡実績

昭和35年11月10日現在

業者名	予約数	売渡数	率
柿岡農協	7,384俵	7,826俵	106.0%
小幡農協	9,168	8,950	97.6
芦穂農協	8,751	9,381	107.2
恋瀬農協	6,576	4,570	69.5
中田商店	740	409	55.3
瓦会農協	8,408	8,220	97.8
園部農協	7,820	4,534	58.0
林農協	9,361	9,598	102.5
小桜農協	8,485	8,377	98.7
関商店	1,257	1,026	81.6
計	67,950	62,891	92.6

12月の納税

固定資産税
第3期

25日限り

戦没者合同慰霊祭

たばこ収納所で挙行

町戦没者合同慰霊祭は、十一月五日午前十時から高友丸山殉国の碑前で行なう予定だったが、雨天のため祭場を柿岡葉たばこ収納所にうつして同日行なわれた。

一千百五十柱の英霊の遺家族一千三十八名など関係者が参列、冥福を祈り、思いを新たにされた。

今季も開設

川又の季節保育所

川又公民館を中心とする、区長、婦人会、部落民の熱心な盛り上がりで、春季につづき季節保育所を開設、十一月三日閉所式を行なった。

ことに今季は日赤の巡回診療があり、農繁期の子どもたちや父兄を喜ばせた。

○○海外実習生募集○○

募集人員	農業実習生	11名
	工業実習生	13名
	商業実習生	6名
応募資格	20才～25才で高校卒業以上の資格があり扶養の義務を負わないもの	
締切り日	12月1日	

国民年金保険料 あなたは免除の対象に？

算定 ― 家族数や固定資産を所得に加減

国民年金の届出についてはみなさんの深い御理解のもとに、ほとんどすまされましたが、まだ届出のすまない方も多少見受けられます。届出のすんでない方は、至急届出をすまされるようお願いいたします。

本号では保険料免除のことについて申し上げます。

保険料を免除される人は、法定免除と申請免除の二つがあります。いずれも免除の申請を出すことになっております。

申請書の用紙は役場にありますので、該当者の方は役場社会課国民年金係に提出して下さい。

法定免除（法律上当然に免除となる場合）

①障害年金と障害福祉年金の受給権者であるとき

②生活保護法による生活扶助を受けるとき

申請免除（本人が県知事に申請し承認される場合）

①被保険者やその世帯員が生活保護法による医療扶助や住宅扶助をうけているとき

②地方税法に定める障害者や寡婦であって年間の所得が十三万円以下のとき

③所得のないとき

④その他保険料を納付することがいちじるしく困難であると認められるとき

次に申請免除の基準について申し上げますと、

(1)被保険者やその属する世帯主もしくは被保険者の配偶者の所得が所得税法の規定で計算した前年分の所得税額があるときは、当該被保険者の保険料は免除しないこと。

(2)被保険者が数人の者と世帯を構えている場合であって被保険者、被保険者の属する世帯の世帯主、被保険者の配偶者のいずれにも前年分の所得に対して、町民税が賦課されていないときは当該被保険者の保険料は免除すること。

(3)(1)と(2)によって保険料を免除するか、しないかを決定することのできない被保険者については、数値を算定して百三十未満のときは当該被保険者の保険料は免除し、百六十以上のときは免除しないこと。その数値が百三十以上百六十未満のときは、被保険者の属する世帯の世帯員の生活状況、身体の状況など他の世帯との均衡を考慮して当該被保険者の保険料を免除するかしないかを決定すること。

となっており、世帯員数、固定資産、医療費支払の有無などにより所得（世帯全員の所得）に加減し算定することとしています。

(注) 次の事項に該当する場合は、それぞれ所得額から加減する。

①世帯主が寡婦又は身体障害者であるときは二万五千円を減ずる。

②一年以上にわたる長期疾病の療養のために五千円をこえる医療費（一千円未満の場合は四捨五入）を要する場合は五千円をこえる額を減ずる。

③評価額二十万円をこえる固定資産を有する場合は、二十万円をこえる額（一万円未満の場合は四捨五入）一万円につき一千四百円の割合で加える。

あなたの世帯の総所得額から(注)に示したものを加減したたえと下の表を照らし合わせると、免除されるかされないか、認定免除に該当するかがわかります。

世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
免除	84,400円	98,100円	113,400円	129,900円	144,200円	155,800円	164,900円	171,500円
認定免除	84,500～103,900	98,200～120,800	113,500～139,600	130,000～159,900	144,300～177,500	155,900～191,800	165,000～203,000	171,600～211,000
非免除	104,000	120,900	139,700	160,000	177,600	191,900	203,100	211,100

【例】 3人世帯で世帯の総所得額 145,000円で、世帯主が寡婦である。長男は肺結核のため年間医療費として60,000円を支出している。所有固定資産評価額 280,000円の場合

$$145{,}000\text{円} - 25{,}000\text{円} + \left(\frac{280{,}000\text{円} - 200{,}000\text{円}}{10{,}000\text{円}} \times 1{,}400\text{円}\right) - (60{,}000\text{円} - 5{,}000\text{円}) = 76{,}200\text{円} \cdots \text{免除}$$

三百点が咲きほこる

菊花品評会（第5回）

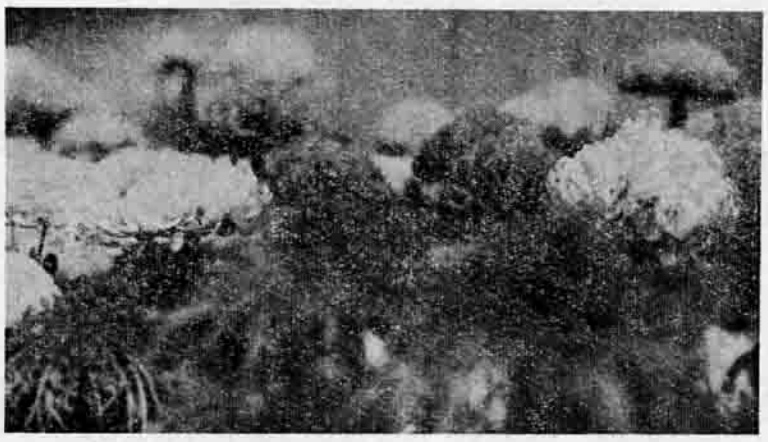

ことし第五回を迎えた町菊花品評会は、そのたゆまざる研究努力と、花にそそぐ愛情を語るように、美しく咲きほこった三百余点の菊で会場（柿岡菊地万之助さん宅）はきれいに色どられた。

町の菊花愛好家も年々ふえ、養菊会員も今は七十名にも達し、品評会はますますすさかんになり、出された作品は「前年とはくらべものにならないほど、出来が良くなった」と審査の評。

養菊会長の菊地さんは「来春は一般の方に、希望の種類をおわけして、菊花の愛好家を、もっともっとふやしたい」と語っている。

品評会入賞者の授賞式は、十七日行なわれ、県知事賞、町長賞など数々の賞が贈られた。

三席までの入賞者は、次のとおりです。

競技花盆養
首席 菊地 万之助
二〃 斉藤 清七郎
三〃 富田 雄太郎

競技花切花厚物
首席 柏原 誠
二〃 柏原 忠直
三〃 木村 源

盆養厚物
首席 久保田 謙吉
二〃 岡崎作右衛門
三〃 斉藤 清七郎

盆養細物
首席 斉藤 清七郎
二〃 久保田 謙吉
三〃 足立 弥三郎

切花厚物
首席 富田 雄太郎
二〃 斉藤 清七郎
三〃 斉藤 清七郎

切花細物
首席 斉藤 清七郎
二〃 岡野 正
三〃 岡野 正

技能賞 稲荷様 川又亥之助
宝舟 矢口熊三郎

自作農維持創設資金制度 一部かわる

農地買入れ資金は七割融資

自作農維持創設資金制度の一部内容が、このほど変りました。

最近「自立経営可能な農家」ということばが、ラジオ、新聞、講演などに出てきますが、これは農家がそれぞれに必要なだけの農地を確保し、計画的に農業を営むことのできる農家をさすことです。

こういう理想的な農家については、別に問題もありませんが、なかには働き手や家族数にくらべて「農地が少ない、小作地が多い、田が少ない」ということでなやみがあると思われますこうしたなやみをなくしたいと思うと、ある程度の資金が必要になって来ます。

この資金の確保について相当過重な負担に、なやみが多いことと思います。このような農家がより良い経営設計をたてるため資金面の融資を行ない、一日も早く安定した経営をたててもらうことを願っています。

この資金のかわった点については、いままでの貸出しは病気、負傷、災害などが原因で、必要になった資金の融資は七割を貸出し、自作地、小作地などを買入れるのに必要な資金の融資は三割でした。

今度からその割合が逆になり、農地などの買入れ資金に必要な融資は七割を貸出すことになりました。

この資金を借受けようとするものは、次の条件にあてはまる農家に限ります。

○農業による収入が総収入の過半をしめること。

○農業に精進する見込みのあること。

○この資金のほか別の方法で資金ができないもの。

○この資金を借受けた機会に再建計画を立て、経営が安定する見込みのあるもの。

また貸付けについては、次のようなことがきめられています。

(1)一農家当り最高二十万円

(2)年利率五分

(3)返済期間二十年以内

(4)返済は元利均等年賦払

以上のような貸出し条件で、みなさんに便宜をはかっていますので、経済更生をはかり有意義に利用していただきます。

なお、こまかいことについては、八郷町農業委員会で取扱っていますから相談して下さい。

小児マヒの予防接種 本年度は三回

生後六ヶ月～一年六ヶ月の幼児に実施

「急性灰白髄炎」これは医学上の名称で、一般には「ポリオ」といっていますが、ほかにもいろいろの呼び方のある病気です。世間で「小児マヒ」ともよんでいますが、脳性麻痺と区別して、「脊髄性小児マヒ」と呼ぶ方が正しいのです。

この病気は、特に夏に流行する傾向が見られ、突然に熱がでてその熱が続いたあと、手足がダランとして動かなくなり、わるくすると死亡、そうでなければ一生からだの不自由が続く恐ろしい伝染病です。

この恐ろしい伝染病が近年我が国にも多数発生し、三十五年度は前年の約二倍の患者が発生し、特に著しい現象として、集団発生が北海道、愛媛県、岩手県、鹿児島県などしだいに全国各地に発生していく状況にあります。

政府では、この状況から昨年「伝染病予防法」に厚生大臣が指定し積極的に予防対策をおしすすめるため、このほど閣議了解により「急性灰白髄炎緊急対策要綱」が定められました。

したがって厚生省では、具体的実施計画をたて、この予防を強化し、万全を期することになりました。

町は次の要項により予防接種を行ないます。

予防接種の実施

定期予防接種は、生後六ケ月より一年六ケ月の幼児を対象とし、本年度分は昭和三十四年七月一日～三十五年六月三十日までに生れた幼児に対して三回皮下接種する。三十六年一月～三月までに第一回と第二回を行ない、第三回は三十六年度に実施します。それは第一回と第二回が二～六週間、第二回と第三回はおよそ七ケ月の間隔を必要とするからです。

一回の接種量はそれぞれ一cc です。

任意予防接種

定期予防接種該当者以外の予防接種希望者に対しては、実費で接種をいたします。

予防接種の経費

町は接種をうける幼児の保護者から一回分について、実費として四百四円を徴収できますが、保護者の負担能力に応じて、定期予防接種を受けるものに対し次の基準により減免の措置をとるものです。

(A) 全額徴収

次の(B)(C)いずれにも該当しない保護者より全額徴収いたします。

(B) 3/4減免

本年度に町民税の均等割のみを課せられている者は、四分の一の実費百一円を保護者より徴収いたします。

(C) 全額免除

本年度において、町民税を課せられていない保護者（実施時期において生活保護法による被保護者を含む）は全額公費負担です。

患者発生季節は四月～十一月末頃までの時期で、最も多く発生するのは七・八・九月で患者の年令は、数えで一才より五才頃までです。

小児マヒは、患者の大小便と共に排せつされた病菌が、赤痢や疫痢のように口を通して伝染するものですから、これを予防するためには、特に予防接種を行なうことをお願いします。今後小児マヒも注射薬の確保により、一般住民の健康が保持されます。

保健のしおり 12月

またインフルエンザなどが流行する冬がやってきた。感冒には、普通の感冒とインフルエンザ（流行性感冒）とがある。どちらも普段から皮ふをきたえ、栄養を十分にとり、ふせっせいや過労をさけて、からだに抵抗力をつけておくことが予防のヒケツである。また急に寒気にあったり汚い空気を吸ったりすることも感冒の原因になることがあるから、外から帰ったらうがいをする習慣をつけるなどして、とくにインフルエンザの流行期には注意することがたいせつである。

もしさむけがして、頭痛がしたり、くしゃみや鼻汁がでるようなときは、感冒を予想して、たとえ熱がでなくてもあたたかくして安静を保ち（なるべくねるのがよい）軽いうちになおすようにすることである。

12月の予防接種　インフルエンザ

12月のくらし

○米をはじめ、秋のいろいろな作物の収穫が終りますと、春から使ってきた農機具の点検整備をすることが大切です

農機具をしまう場合には、土やゴミをよく取って、機械を腐らせるような農薬の残りをのぞくよう水洗いを十分にしてください。

機械はいろいろな部品の組み合わせですから、一つの部分をなくしても、傷んでも十分な働きをしません。よく回転部分に油をさして、各部品の点検をしてください。

俳句

◇瓦会地区長寿会
笠間稲荷神社参拝

秋雨や傘の隙間の神拝む　瓦谷 増子

誰彼の傘の雫や菊に佇つ　海哉

菊人形仰ぐに高め咽喉仏　長き夜シ豚トラックに啼きつづけ　小塙 大島信良

近く秋や白虎隊劇城燃ゆる　麦蒔の主婦ら目につく紅タスキ

秋刀魚売る八郷の町にかねひびく